



懲罰議決取消訴訟の上告審

田村 宏



問 なぜ、最高裁に上告したのか。

議会で上告決議が議決されたことで、議会の圧力に負けたからか。

市長 一審及び二審の判決が相反するものとなりましたので、法令及び最高裁判例と照らし合わせた、慎重かつ公正な判断を求めて市議会の議決を受け上告を行いました。

問 4年で8回もあった懲罰委員会の委員長を7回もしており、不当な懲罰を執行したのが今の議長である。懲罰を科した側に無法と不法があったとは思わなかったのか。

市長 議員による上告の提起及び上告受理の申し立てを求める決議が可決され、議決に基づき上告しており、必要な手順が行われたと考えます。

問 (市長が上告をしたのだという思いが議員側にあり) 自覚がないのではないか。

市長 議員各位の自覚の問題ですので、発言は控えます。

問 上告はやめて、仙台高裁判決に従うべきではなかったか。

市長 仙台高裁の判決に不服があ

ったことから、市議会の議決を経て上告を行いました。

問 懲罰が始まってから、懲罰を厳罰化する条例が可決され、また、出席停止も最大5日だったものを議会の全期に広げ、議員報酬カットも導入した。議員報酬とは、身分に対する対価と考えるがどうか。

市長 一定の役務の対価と考えています。

懲罰で報酬カットは違法

問 地方自治法の条例でも、規則違反は5万円以下の過料しか認められていない。懲罰で、報酬カットをするという条例は違法ではないか。

市長 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正が可決されており、適正法と考えています。

問 民事執行法でも、差し押さえは最高額25%が限度とされている。法令無視だ。見解を伺う。

市長 条例で制定されており、適正に行われたと思っています。

議会ライブ配信(生中継)を始めます

12月1日の12月定例会より議会のライブ配信(生中継)を始めます。ライブ配信は、本会議が行われている時間に配信されます。ご自宅のパソコンやスマートフォン等からご覧いただけます。

これまでと同様に録画映像も配信します。岩沼市議会ホームページや一般質問を行った議員のQRコードからアクセスできますので、ぜひご覧ください。



次の定例会の開会は12月1日(火)

一般質問は12月7日(月)・8日(火)・9日(水)に行われる予定です。

岩沼市議会では本会議を傍聴することができます。

※新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、傍聴をお断りする場合があります。その場合はホームページでお知らせします。

HPアドレス <http://www.gikai-iwanuma.jp/>

